

社団法人日本アロマ環境協会 環境カオリスト基金運営規程

平成21年3月9日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人日本アロマ環境協会(以下「協会」という。)に設置する環境カオリスト基金(以下「基金」という。)の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(基金の目的)

第2条 基金は、アロマ環境意識の高い人づくりを通じて、アロマ環境の保全・創出と地球環境の改善に寄与することを目的とする。

(基金の事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 環境カオリスト検定制度の運営事業
- (2) 環境カオリスト普及のための各種事業
- (3) 基金への協賛・寄附の募集事業
- (4) その他基金の目的達成に必要な事業

(事業運営組織)

第4条 基金による事業の企画・運営は、環境カオリスト基金運営会議が行う。

2 基金の事務の処理及び事業の執行を円滑に進めるため、協会事務局内に、基金事務局を設置する。

(資産の構成)

第5条 基金の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事会で基金に繰り入れることを決議した資金(基礎運営資金)
- (2) 一般寄附金
- (3) 一般協賛金
- (4) 事業収入(テキスト販売収入、受験料など)
- (5) 基金資産の運用収入

(資産の管理)

第6条 基金の資産は、理事長が管理する。

2 基金の資産は、基金特別会計を設置することにより、協会の他の財産と区分して管理しなければならない。

(事業費及び経費)

第7条 基金の事業に必要な事業費及び経費は、基金の資産を取り崩して、これに充てる。

(事業計画及び予算)

第8条 基金の事業計画及びこれに係る予算に関する書類は、協会の他の事業計画及びこれに係る予算に関する書類と同様に、理事長が作成し、総会において、出席した社員の3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 基金の事業報告書及び決算は、協会の他の事業報告書及び決算と同様に、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した社員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に環境大臣に報告しなければならない。

(基金の廃止)

第10条 基金は、総会において出席した社員の3分の2以上の議決を経て、廃止することができる。

(残余財産の処分)

第11条 前条により基金を廃止したときに残余財産がある場合は、協会の基本財産に繰り入れるものとする。

(情報公開)

第12条 協会事務所には、基金特別会計に係る次に掲げる帳簿及び書類を備えて置き、閲覧に供する。

- (1) 基金運営規程
- (2) 事業計画書及び予算書
- (3) 事業報告書及び決算書
- (4) 収入、支出に関する帳簿
- (5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

2 寄附した個人、法人及び団体に関する情報は、次の場合を除き、原則として公表しない。

- (1) 5万円以上を寄附した個人で、本人が公表を希望する場合については、氏名及び寄附額を公表する。
- (2) 法人及び団体が10万円以上の寄附をした場合、原則として名称及び寄附額を公表する。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか、基金の運営及び管理に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(変更)

第14条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

附則

1 この規程は、平成21年7月1日より施行する。